

岩手県告示第 817 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成21年10月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 一関北上線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市中央町二丁目 35 番 2 地先から 37 番 13 地先まで	新	m 17.0~16.0	m 102.0
	旧	10.0~9.9	102.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部

イ 期間 平成 21 年 10 月 30 日から同年 11 月 30 日まで

2 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 普代小屋瀬線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町安家字松ヶ沢 294 番 4 地先から 288 番 12 地先まで	新	m 22.6~14.4	m 121.4
	旧	18.4~8.0	121.4
下閉伊郡岩泉町安家字松ヶ沢 261 番 5 地先から 260 番 2 地先まで	新	28.4~26.0	49.4
	旧	10.0~5.8	49.4

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所

イ 期間 平成 21 年 10 月 30 日から同年 11 月 30 日まで

3 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 一関平泉線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市中央町一丁目 15 番 20 地先から二丁目 32 番 2 地先まで	新	m 17.0~16.0	m 165.2
	旧	10.0~9.9	165.2
一関市中央町二丁目 35 番 2 地先から 37 番 13 地先まで	新	17.0~16.0	102.0

	旧	10.0~9.9	102.0
--	---	----------	-------

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部

イ 期間 平成21年10月30日から同年11月30日まで